

公立学校共済組合の掛金率について

今年度の掛金率は、下記のとおりとなりました。

[変更のあった箇所は赤書きし、() 内に変更前の率を記載]

(千分率)

区 分	標準報酬月額・標準期末手当等			
	短 期	厚生年金保険	退職等年金	介 護
一般組合員	43.51	91.5	7.5	7.49 (6.75)
船員組合員	41.5	91.5	7.5	7.49 (6.75)

- ・短期掛金には福祉事業に係る掛金率(1.41)が含まれています。
- ・介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ徴収されます。



総務・厚生グループ 017-734-9912

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付(公的年金)および短期給付(健康保険)を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を選択していただくことにより、皆さんの生活に安心を提供します。

福祉保険制度は退職(組合員資格喪失)後も継続可能となりました。*

※傷病休職給付金を除く

長期給付事業
(公的年金)の補完

 **ファミリー年金**

死亡した場合、ご遺族に対して死亡保険金をお支払いします。
老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額(約1/4相当)に当たる部分を補完します。

短期給付事業
(健康保険)の補完

 **傷病休職給付金**

病気やけがで働けなくなった場合、保険金が支払われ、**収入が減少する部分を補完**することができます。

 **入院費用給付金**

病気やけがで入院した場合、保険金が支払われ、**医療費の自己負担部分を補完**することができます。

 **特定疾病給付金**

三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)時に、**闘病資金を確保**することができます。
特定疾病給付金(主契約)に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することで、三大疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物の保障を加えて厚くすることができます。

福祉事業
の補完

 **元気づくりサービスコース**

心身の健康増進と生活習慣病予防のための、**各種サービス**を受けることができます。

制度内容の詳細は、公立学校共済組合ホームページ(福祉保険制度専用ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

